

3. 災害時にも支え合えるつながりづくり

前項の小地域での福祉活動は、身近な近隣での助け合い・支え合いの基盤となります。日ごろからの見守り活動においては、「あいさつ」や「声かけ」等が、重要です。北区では、災害時に自力での避難が困難な高齢者や障がい者などの「要援護者名簿のもとになる行政情報」を基に同意確認を実施し、「要援護者名簿」を作成し、事前に区役所と「個人情報の取扱いに関する協定」を締結している地域団体に名簿の提供を進めてきました。また、認知症高齢者等が行方不明になったときの早期発見につなげるための取り組みも進めています。

このほか、地域での防災訓練や災害ボランティアセンターの機能強化等、災害対策に関わるさまざまな取り組みについても福祉の視点を大切にして進めてきました。

(1) 地域での要援護者支援体制づくり

実績

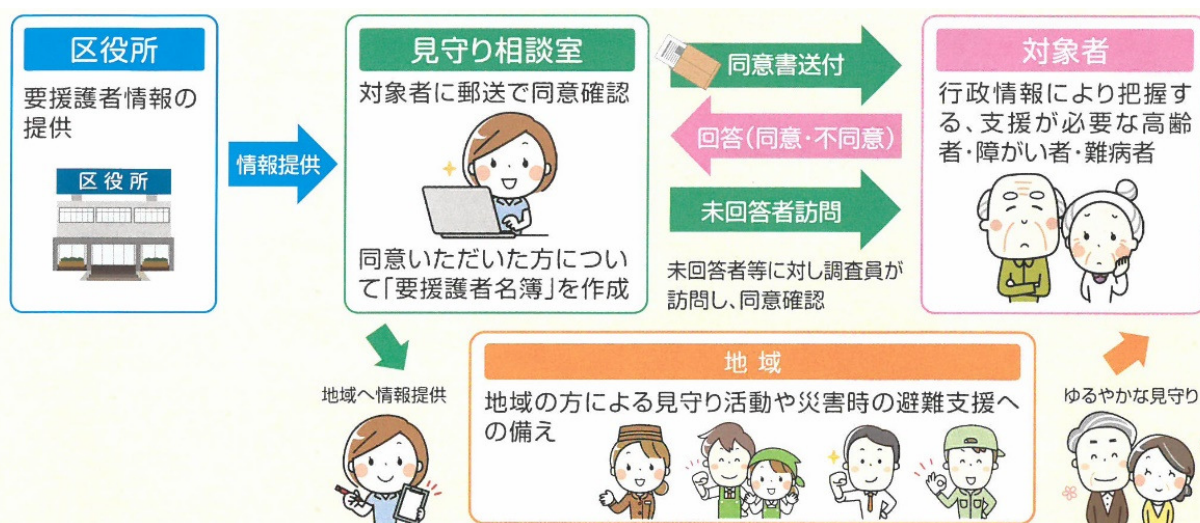
平成 27 年度より、「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」を展開するため、「見守り相談室」を設置し、本事業を進めてきました。

台風や集中豪雨、地震等の自然災害発生時のみならず、大規模な火災や爆発等、要援護者の避難支援において、「自助」、「共助」が初動において大変重要な役割を果たしてきました。日ごろからの見守り活動を進めていくことが重要であることから以下の取り組みを行ってきました。

◇要援護者名簿の整備と名簿の地域提供の取り組み実績

大阪市が保有する行政情報をもとに、対象者へ同意確認書を発送。本人の同意を得て、要援護者の情報を集約後、地域での平時の見守り活動や災害時の避難への備えにつなげている。

要援護者名簿の同意確認・名簿整備から地域提供への流れ



地域団体等への提供件数： 19 地域、41 団体、2,195 件（令和元年 11 月末現在）
提供先団体（民生委員・児童委員協議会、地域社会福祉協議会、地域振興会、地域活動協議会）